

船場区自治会 自主防災組織 規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、船場区自治会自主防災組織（以下「本組織」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 本組織は、自分達の地域は自分達で守るという観点で、自助と共助の精神に基づき、自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害、その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止、及び軽減を図ることを目的とする。

(主たる事務所)

第 3 条 本会の主たる事務所は、船場区自治会集会所（東海村船場800-6）内に置く。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 4 条 本組織は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に関する災害防止に関すること。
- (3) 災害訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の整備等に関すること。
- (5) 他組織との連携に関すること。
- (6) その他、本組織の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第 5 条 本組織は、船場区自治会にある世帯をもって構成する。

第 3 章 組 織

(役 員)

第 6 条 本組織に、次の役員を置く

- | | | |
|------------|-----|----------------------|
| (1) 会長 | 1 名 | (自治会 会長が兼務する) |
| (2) 副会長 | 2 名 | (自治会副会長・集会所管理者が兼務する) |
| (3) 防災活動班長 | 若干名 | (別に細則で定める) |
| (4) 会計 | 1 名 | (自治会会計が兼務する) |
- 2 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の任務)

第 7 条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の総指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 防災活動班長は、班活動の指揮を行う。
- 4 会計は、自治会特別会計により、会計事務を行う。

(防災活動班の設置)

第 8 条 本組織に、防災活動班を置く (細則で定める)

(防災活動班員の選出)

第 9 条 防災活動班員は、自治会組織の役員並びに常会長及び次年度常会長、各専門部会員、安心サポーター、各種団体に所属していた者とし、会長が委嘱する。

2 班員の任期は、1 年とする。ただし、再任は妨げない。

(班員の任務)

第 10 条 班員は、所属する防災活動班の役割に従い、近隣の方々の協力を得ながら、活動を行う。 (細則で定める)

第 4 章 会 議

(会 議)

第 11 条 総会と役員会とする。

(総 会)

第 12 条 総会は、会長が招集し、本組織の役員及び代議員をもって構成し、年度初めに開催する。 特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 代議員は、常会長及び次年度常会長とする。

3 総会は、事業計画及び予算・決算に関する事項を審議する。

(役員会)

第 13 条 役員会は、本組織の役員をもって構成し、事業計画等の実施等に関する事項を審議する。

第 5 章 会 計

(会 計)

第 14 条 本組織の経費は、自治会助成金、村補助金、寄付金及びその他の収入をもって、これに充てる。

2 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 雑 則

(規約等の変更)

第 15 条 この規約の変更は、総会の承認を得なければならない。なお、本組織の運営に関し、必要な事項は、役員会の承認を得て、別に詳細等で定めることができる。

付 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日に制定し、施行する。

船場区自治会自主防災組織細則

第 1 条 本組織に下記の防災活動班を設置する。

防犯活動班	平常時の役割	災害時の役割
総括班	全体調整 他機関との連絡調整 災害時要援護者の把握 防災組織の普及啓発	全体調整 村及び他機関との連絡調整 被害及び避難状況の全体把握 水・食料等の手配
消火・情報班	消防器具の点検 防災知識の普及啓発 初期消火訓練	初期消火活動 災害状況把握及び報告
救出・救護班	防災機材の調達整備 災害時救出・救護訓練	負傷者等の救出及び救護活動
避難誘導班	避難所への経路点検確認 避難誘導訓練	要援護者の避難誘導活動 要援護者以外の方の避難誘導活動

第 2 条 防災活動班員の選出、及び正・副班長の選出は下記の通りとする。

防災活動班	班員の選出	班長等の選任
総括班	自治会正・副会長 集会所管理者 自治会審議委員	班 長 ; 副自治会長 副班長 ; 集会所管理者
消火・情報班	次期常会長 防犯・防災委員 元消防団員	班 長 ; 次期常会長 副班長 ; 防犯・防災委員
救出・救護班	総務委員 環境委員 青少年委員	班 長 ; 総務委員 副班長 ; 環境委員
避難誘導班	常会長 福祉委員（ふれあい協力員） 安心サポーター 民生委員・主任児童委員	班 長 ; 常会長 副班長 ; 民生委員

* 地元消防団とは、連携を図り対応するものとする。